



もがトンのFP通信

～経営者向け～

2011年9月号

はじめに

この号のポイント:

- 1 会社経営における株式の意味…「企業文化」や「理念」を伝えるツール。
- 2 株式の戦略的コントロール法とは…。

皆様、こんにちは。ファイナンシャルプランナーの最上です。

夏のおわりに大きな被害をもたらす台風と豪雨がやってきました。被害にあわれた皆様には心よりお見舞い申し上げます。まだまだ、季節の変わり目…不順な天候が続くかも知れませんので、皆様におかれましても、くれぐれもご注意下さい。

今月も先月に引き続き『相続と事業承継』をテーマにとらえます。先月は、新民法に内在する「もめる仕組み」を考察しました。今月からは「法人編」です。まず「株式」に注目し、「株式承継の意味」と「株式の戦略的コントロール」を考えました。

予定は、1回伸びて5回シリーズになりそうです。

8月号（先月）は全般編「相続は、なぜ？ “もめる” か…」でした。9月号（今月）は、法人編「事業承継のポイント…『株式』その戦略的コントロール」

- 10月号 法人編「事業承継のポイント…自社株の評価方法」
- 11月号、法人編「事業承継のポイント…生命保険は有効か」
- 12月号、個人編「相続のポイント…不動産資産」

相続が身近な方も、そうでない方も…“頭の整理”に…。お気軽に、ご一読下さい。

株式と支配権…会社法

会社の支配は すなわち 『株式』の支配

基本中の基本なのですが、敢えてこの場で再確認をしておきましょう。

「会社の支配権（経営権と財産権）は、全て株式に付帯している」

すなわち…会社の方針決定も、役員の任免も、利益の分配も…会社の全てのことを決める権利は、『会社の全株式の過半数以上をもっている人（或いは“人々”）』が持っています。

創業者であるとか、その一族であるとか、功労者であるとか…、その様な事は関係ないのです。

※もちろん、商法・会社法における問題では…ということですが…出るところに出たら、この考え方が勝ちます。

『オーナー経営者』と企業経営…そして株式承継の意味

近年、アメリカ型自由主義経済の弊害として、株主の短期的利益の追求により企業経営が近視眼的となり、中・長期の成長戦略が取れなくなっている実態が問題とされています。

特に中小企業に取って、企業リーダー（所謂、オーナー）がころころ変わることは、中・長期にわたって一貫した経営を行えず、企業存立にとって、致命傷とも言える欠陥となります。

多くの株主がそれぞれの考えを主張して混乱するよりも…、“卓越したオーナー経営者”の「単一の考え方」の基に企業発展に邁進する…そちらの方が、中小企業の経営には合っている。ということです。

ヨーロッパのように歴史の蓄積のある国々では、あえて「上場」せず、「プライベートカンパニー」にこだわっている優良企業が数多くあります。

これらの企業は「企業文化」や「理念」「行動規範」を大切にして、代々一貫した経営を行い、堅実な企業発展を実現しております。我が国にも、『次世代に引き継ぎ大切にしていくもの』が、「家訓」という形で残されている例は多く見られます。

「企業文化」や「企業理念」などを大切に引き継ぎ、発展させていく為には、「オーナー経営」という経営形態は適しているとして、今、再評価されてきているのです。

「オーナー経営」による“支配権の安定した承継”なくして、「企業文化」や「企業理念」の承継もなく、永続的な発展もありえない。事業承継とは、会社の“支配権の承継”であり、「企業の魂の承継」なのです。

そして…ポイントは“株式”です。

『支配権の承継』から見た“株式対策” ～その1 相対的支配権安定化法

支配権を安定させるには、“支配下株式”を多くすることです。

ただし、絶対数を増やすばかりが能ではなく、視点を変えて“相対的”に“支配下株式”を増やすという方法もあります。

この“相対的支配権安定化法”とは、簡単に言いますと「株主総会で議決に参加できる株式総数を少なくして、相対的に“支配下株式の割合”を大きくする」という事です。

具体的には以下のような方法があります。

- ① 金庫株（会社保有株）
- ② 従業員持株会（議決権なし）
- ③ 議決権制限株式（種類株式） …等々

この方法は、「相続」や「経営の世代交代」の観点に立っても非常に有利です。直接に引き継ぐ株式数を小さくできるので、資金や相続税も小さく押さえられ、かつ同等の支配権承継の効果が得られるからです。

相対的に支配権

…

議決権総数の コントロール

～その2 「持株会社の間接統治法」

生身の人間（自然人）には、残念ながら“寿命”があります。どんなスーパー経営者でも、いつかはお亡くなりになる時は来て、ご家族は相続税を払わなければなりません。

会社や事業が優良であればあるほど、自社株式の評価は高くなり、相続税も高くなります。

通常のオーナー会社では、この“相続”が、20～30年に1度は必ず訪れます。50年に2回、100年では4～5回…払う相続税の累計は膨大な金額になります。

一方、会社（法人）に“死”はありません。50年経とうが100年過ぎようが相続税を払う必要はありません。

『あなたの会社A社の支配株主が、別の法人B社となっている状態』を想像なさって下さい。そして、『そのB社の株式は、あなた自身が支配的に持っている』という状態です。

A社は、あなたの事業の主力でどんどん儲けています。B社は自社ビルの不動産管理などが主な事業であり儲けていません。…このような場合、あなたがお亡くなりになった時、お様が相続する株式は主にB社のもので、評価額もそれ程高くなく、相続税も高くなりません。

一方、A社に対しては、支配的株主であるB社のオーナーとして、十分な発言力と支配権を保有しております。あなたの事業を引き継ぐ“基盤”は相続できていると言えるのです。

優秀なA社の“高い株式”を引き継いでいないので、相続税も安く、株式などの財産の流出もくい止めています。…これが「中小企業オーナーの為の“持株会社の間接統治法”」です。

自社株式の評価方法を知る…

相対的支配権の確立にしても、持株会社の準備にしても、株式を移動しなくてははいけません。また、相続税の支払準備や対策を行うにしても、大切なのは「自社の株式の評価額」です。いったい自社株はいくらに評価され、課税されるのか。…知ることは対策の第一歩です。

また、「自社の株式の評価額」の計算方法を詳しく知ることも大切です。その仕組みに則って、利益や資産額、配当額などをコントロールすれば、「株式の評価額」自体をコントロールすることもできるのです。（この部分は、紙面がなくなりましたので、来月のテーマとさせていただきます。）

まとめ

オーナー企業の戦略的株式対策としては、大きく分類して次の2つです。①相対的支配権安定化法 ②持株会社の間接統治法 です。あなたの会社に適した形で、上記の2つを上手く組合せる事が大切です。

今回は、紙面の関係で、自社株の評価方法の説明や具体的な活用法までは書けませんでした。次回は「中小企業の自社株評価方法と、その活用」を考察します。…乞う、ご期待。

【ご注意】本メールマガジンの記事に紹介・引用しております金融商品等に関しましては、あくまで一般的な内容をご紹介したものです。個々のケースにより効果は変わってきます。限られた紙面での記事でございますので全ての場合を説明できない点があることをご了解下さい。

実際に活用なさる場合は、専門家に内容を詳しくご確認の上でお願い申し上げます。

本記事内容を誤解なさって被られた被害の責任は、当方では負いかねます。何か具体的に本記事内容をご活用になられる場合には、必ず当方までご確認くださいますようお願い申し上げます。

有限会社 最晃堂 ～企業のリスクファイナンス 事業承継・相続対策～

電話番号：072-298-3715

FAX 番号：072-298-3726

携帯電話：090-8539-5376

電子メール：mogami@saikoudo.co.jp

ホームページ：<http://www.saikoudo.co.jp>